

農用地利用集積等促進計画案（一宮市ほか 23 市町）に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 3 項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和 7 年 7 月 3 日

公益財団法人愛知県農業振興基金
理事長 犬飼 峰宏

1. 意見聴取の対象となる農用地

一宮市北小渕字勝幡 95
春日井市南下原町 3 丁目 3 番 4 ほか 6 筆
江南市和田町二タ子 77 番ほか 40 筆
小牧市村中字膝子 979 番 3 ほか 72 筆
稲沢市池部町一丁目 157 番ほか 42 筆
尾張旭市北山町六反田 138 ほか 1 筆
岩倉市東町仙奈 193 ほか 191 筆
豊明市沓掛町坊主山 192
清須市春日落合 13 番ほか 4 筆
愛知郡東郷町大字諸輪字押草台 24 番ほか 1 筆
丹羽郡大口町下小口五丁目 98 ほか 8 筆
津島市牛田町字天越 30 ほか 2 筆
愛西市柚木町中田面 479 番ほか 4 筆
あま市新居屋阿弥陀寺 99 番ほか 19 筆
東海市養父町中川 81 番ほか 2 筆
知多郡阿久比町大字草木字北奥之脇 63 番ほか 16 筆
岡崎市小針町字田明座 16 ほか 9 筆
西尾市吉良町小牧郷前 19 ほか 28 筆
豊田市御幸町 3 丁目 30 ほか 3 筆
みよし市明知町八幡前 15-3 ほか 1 筆
新城市川合字コシ 43-1 ほか 3 筆
豊川市長沢町上谷下 40 番 2 ほか 28 筆
田原市大草町北神 36-1 ほか 64 筆

対象農用地の一覧は、愛知県農業振興基金で縦覧する。

2. 意見聴取の期間

令和 7 年 7 月 3 日(木)から令和 7 年 7 月 9 日(水)まで

3. 意見の提出方法

郵送（聴取期間内必着）あるいは電子メール（nochi@aichinoshinki.or.jp）